平成２２年（フ）第１７９号
長野市金井田101番地２
債務者　小嶋　真夕
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
兵庫県伊丹市西台５丁目６番７―203号、前住所兵庫県伊丹市西台１丁目７番８―402号
債務者　飯田　亮子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４２号
兵庫県宝塚市御所の前町12―17都宝ビル201号、外国人登録原票上の住所兵庫県宝塚市伊子志４丁目２番35号
債務者　武城商店こと武城栄一こと　姜　　榮一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―209号
債務者　西塔　隆夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８９号
兵庫県尼崎市久々知１丁目31番６号
債務者　中谷　洋子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７０号
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目17番地５
債務者　久保田利花
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７６号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目31番18号西難波東豊ハイツ403号
債務者　押田　啓治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９７号
兵庫県尼崎市田能３丁目１番38―205号
債務者　石田　詠子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０号
兵庫県洲本市桑間1066番地２
債務者　石田香津子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
和歌山県御坊市野口1115番地３
債務者　大江　淳夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１５号
徳島県美馬市脇町大字北庄448番地　北庄団地４―504
債務者　渡辺　由里
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１２号
北九州市小倉北区上到津４丁目24番３―208号
債務者　原口　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４５号
北九州市八幡西区楠橋南２丁目20番25号
債務者　冨田　清子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７１号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目７番12―402号
債務者　伊藤　康平
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７２号
北九州市小倉北区平松町７番３―102号
債務者　重松　勇子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０３号
福岡県中間市中鶴２丁目13番45号
債務者　市原　　篤
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１８号
北九州市小倉北区神幸町７番21―303号
債務者　吉村　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部